

# 広報 まつがはな 第35号

2024.5.1



写真説明：戸谷町ため池より三里山を望む

## CONTENTS

- ◆ 理事長挨拶 … 1頁
- ◆ 第73回通常総代会について … 2頁
- ◆ 令和6年度予算・令和4年度決算のあらまし … 3頁
- ◆ 令和6年度賦課金について … 4頁
- ◆ 施設使用料及び手数料、地区除外決済金 … 4頁
- ◆ 令和6年度土地改良事業について … 5頁
- ◆ 土地改良施設の維持管理について … 6頁
- ◆ 借入金償還状況について … 6頁
- ◆ 新総代、新役員のご紹介 … 7頁
- ◆ 松ヶ鼻農地・水・環境保全組織からのお知らせ … 8頁
- ◆ 土地改良区への通知義務について … 9頁

### 土地改良区の状況

(令和6年4月1日現在)

- 地区面積 865.7ha
- 組合員数 1,087名

松ヶ鼻土地改良区

〒915-0056  
福井県越前市向新保町第45号66番地  
(日野川用水中央管理所内)

TEL:(0778)22-2538 FAX:(0778)24-1067 E-mail:matuga01@angel.ocn.ne.jp

## ご 挨拶

松ヶ鼻土地改良区  
理事長 杉 本 寛 重

組合員皆様におかれましては、日頃より当土地改良区の運営並びに維持管理事業に対し、ご理解ご支援をいただき心よりお礼申し上げます。

このたび任期満了に伴いまして、新たな総代が当選されました。また、役員につきましても新たな方々が選任され、私が理事長をさせていただくことになりました。

松ヶ鼻の土地改良事業のほか日野川用水総合開発事業にご尽力された美濃前々理事長、そして、上嶋前理事長、御二人のご功績に恥じぬよう、この松ヶ鼻用水が後世につながるよう、しっかりと努めてまいる所存です。

皆様のご指導とご協力をお願い致します。



(以下、【第73回通常総代会】開会時挨拶)

本日は、通常総代会の開催にあたりまして、皆様には大変お忙しいところご出席をいただき誠に有難うございます。また、皆様方には平素より、土地改良区の事業、維持管理に対しまして、御理解と御協力をいただいておりますこと重ねて御礼申し上げます。

さて、能登半島地震が発生してから、三カ月が過ぎようとしております。しかしながら現地では、まだまだ農業が再開できるところまでは至っていない様で、早く復興できますよう心からお祈り申し上げる次第であります。

松ヶ鼻土地改良区は、昭和26年に設立し、この間、パイプラインで農業用水が賄われるようになり、かつてのような水不足が生じることはなくなり、日野川の恵みを存分に享受しているところであります。

しかし、供用開始から20年を経過し、パイプライン設備の老朽化、機能の低下などへの対応が課題となっておりまいました。

ご存知のとおり、人口減少や高齢化、農用地の集積などが進んだ結果、管内の農業や集落情勢も変わってきており、水路の泥上げや草刈りなど、農業者や地域住民の共同作業で行ってきた農業インフラの保全管理など、集落機能の維持も難しくなっておりまいました。

その様な中、農業の憲法と云われる『食料・農業・農村基本法』の改正が国会で議論され、20年ぶりに見直しされる予定です。今後一層の人口減少、高齢化が進む中、当改良区の運営体制を皆さんと共に更に強化し、農業水利施設の保全管理に努め、求められる機能を発揮できるようにしてまいります。

3月16日には北陸新幹線がついに開業し、百年先を見据え、新幹線停車駅の誘致に大変な努力をされました先々代の美濃理事長は、この新幹線に乗車することを楽しみにされておりました。

私共も『輝く』未来へと云うキャッチフレーズが農業者のものとなりますよう、皆様と一緒に尽力してまいります。

これからも皆様のご協力、ご指導ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げまして、本日の総代会の開会挨拶とさせていただきます。

## ◇第73回通常総代会について

令和6年3月29日 日野川用水中央管理所において、令和6年度 第73回通常総代会を現在総代総数36名中27名の出席を得て開催致しました。

開会にあたり、杉本寛重理事長が挨拶し、議長に越前市矢放町 橋本勝利氏が選出され、議事に入り報告1案件、議案8案件について審議、採決が行なわれ、いずれも原案のとおり可決されました。



▲議長（橋本 勝利総代）

## □ 議 案

- 報告第1号 令和5年度 維持管理並びに事業報告について
- 議案第1号 令和5年度 一般会計収支補正予算について
- 議案第2号 規約の一部改正について
- 議案第3号 会計細則の一部改正について
- 議案第4号 令和6年度 一般会計及び特別会計収支予算について
- 議案第5号 令和6年度 組合費の賦課徴収期限及び賦課率について
- 議案第6号 令和6年度 取扱金融機関の指定について
- 議案第7号 令和6年度 積立金繰替運用について
- 議案第8号 令和6年度 地区除外決済金について

※議案第7号は、一般会計及び特別会計に資金不足が生じた場合に特別会計積立金より繰替えて資金運用するものです。

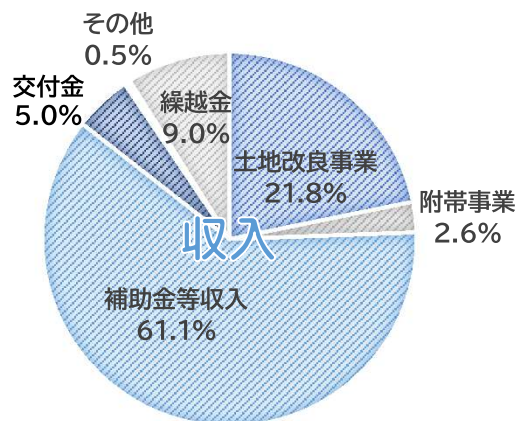
## 歴代理事長

	氏名	町名	自	至		氏名	町名	自	至
初代	山口 秀雄	畑	昭和27年8月	昭和29年3月	7代	山口 五郎右衛門	畑	昭和39年8月	昭和41年8月
2代	杉本 孫兵衛	小野谷	昭和29年3月	昭和31年10月	8代	杉本 孫兵衛	小野谷	昭和41年8月	昭和43年8月
3代	谷口 三郎	矢放	昭和31年10月	昭和33年3月	9代	服部 與兵衛	向新保	昭和43年8月	平成元年9月
4代	山口 五郎右衛門	畑	昭和33年3月	昭和35年8月	10代	美濃 美雄	大屋	平成元年10月	令和2年8月
5代	松村 三右衛門	小野谷	昭和35年8月	昭和37年3月	11代	上嶋 善一	北	令和2年8月	令和5年6月
6代	谷口 惣吉	矢放	昭和37年3月	昭和39年8月	12代	杉本 寛重	小野谷	令和6年2月	

## 令和 6 年度予算のあらまし

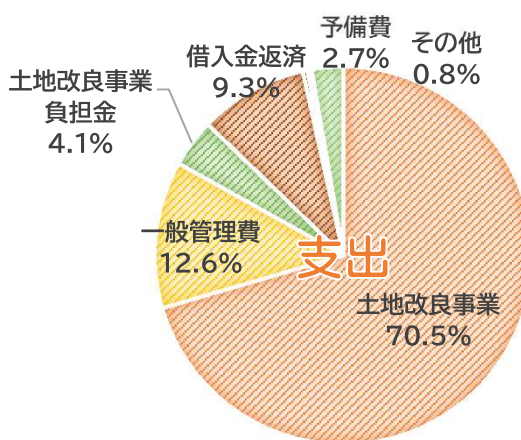
### ■一般会計 歳入の部

項目	予算額 (千円)
土地改良事業収入	61,550
附帯事業収入	7,420
補助金等収入	172,637
交付金収入	14,000
雑収入	604
他会計借入金借入収入	1
他会計繰入金	848
繰越金	25,269
合計	282,329



### ■一般会計 歳出の部

項目	予算額 (千円)
土地改良事業支出	199,014
一般管理費支出	35,604
土地改良事業負担金支出	11,651
借入金返済支出	26,234
支払利息	1,150
雑支出	12
他会計借入金返済支出	1
他会計繰出金	1,004
予備費	7,659
合計	282,329



### 特別会計

・農地転用決済金	369,468 千円
・維持管理特別積立金	51,475 千円
・職員退職給与積立金	20,213 千円

## 令和 4 年度決算のあらまし

### ■一般会計 歳入の部

項目	決算額 (円)
土地改良事業収入	79,744,600
附帯事業収入	8,095,440
補助金等収入	378,373,959
交付金収入	0
雑収入	1,679,637
他会計借入金借入収入	0
他会計繰入金	968,000
繰越金	24,703,338
合計	493,564,974

一般会計繰越額 30,840,677 円

### ■一般会計 歳出の部

項目	決算額 (円)
土地改良事業支出	374,542,991
一般管理費支出	26,229,857
土地改良事業負担金支出	13,658,190
借入金返済支出	44,744,623
支払利息	2,504,636
雑支出	44,000
他会計借入金返済支出	0
他会計繰出金	1,000,000
予備費	0
合計	462,724,297

(※決算は総代会の承認を得て確定するため、令和 4 年度の決算を掲載しております。)

# 令和6年度 賦課金について

一、千平方メートルあたりの賦課金額及び納期限について

第一期・・・令和 6 年 6 月 3 日 経常賦課金

二、二〇〇円

第二期・・・令和 6 年 10 月 1 日

経常賦課金かんぱい(維持)  
特別賦課金かんぱい(特別)

二、一〇〇円

第三期・・・令和 6 年 12 月 2 日

特別賦課金 南部地区  
松ヶ鼻東部地区  
松ヶ鼻西部地区

三、三〇〇円

一、二〇〇円  
三、六〇〇円

二、口座振替制度のご利用について

口座振替をご希望される方は、事務局までご連絡ください。取扱金融機関は、次のとおりです。

- ・越前たけふ農業協同組合
- ・福井県農業協同組合

口座振替により納入された賦課金については領収書を発行致しませんが、ご都合により領収書がご入用の方は、事務局までお申し出ください。

## 【賦課金を現金で納付される場合】

賦課金は、各種金融機関の窓口やATM（現金自動預入払出機）にてご納入できますが、振込手数料が必要となる場合がございます。

その際の**振込手数料はご本人様負担**となります。振込手数料は、各種金融機関にご確認下さいますようお願い申し上げます。

## 施設使用料について

一、土地改良施設の他目的使用料

(用排水路の場合)

●橋梁 1mあたり 一、〇〇〇円

●排水放流（一般住宅）

一件あたり二〇、〇〇〇円

※尚、組合員以外の場合は別料金となります。

(農道使用の場合)

●農道 1mあたり 一〇〇円

●その他、別途協議

## 令和6年度地区除外（農地転用） 決済金について

地区名	決済金 (㎡あたり)	対象区域
かんぱい	4 0 1 円	管内全域
南 部	3 円	庄田町・平林町・西谷町
松ヶ鼻東部	3 6 1 円	北新庄地区・下新庄町
松ヶ鼻西部	3 6 6 円	北日野地区・国高地区

## ◆令和 6 年度土地改良事業について◆

□継続事業 ———— 経営安定対策基盤整備緊急支援事業 [・松ヶ鼻東部地区  
・松ヶ鼻西部地区]

本事業は、担い手農家への更なる農地集積と受益者負担金の軽減を目的に平成 21 年度に創設され、当改良区においても二地区が実施中です。現行では、令和 2 年度までの実施期間でしたが、農産物価格の低迷や農業者の高齢化等により、土地改良事業等の農家負担金の計画的な償還が困難な地域が生じていることから、実施期間が 5 年間(令和 7 年度まで)延長されました。

事業要件(一定の農地利用集積率の向上)を満たした場合、土地改良事業等の農家負担金の利子助成がされますので、今後、更なる担い手等への農地利用集積の推進にご協力をお願い致します。

## □保全事業 ———— 令和 6 年度土地改良施設維持管理適正化事業

土地改良施設が極めて強い公共性を有し、社会資本の有効利用の観点から、その整備補修が重要な課題となっています。本事業は、定期的な補修を行い施設の機能保持と耐用年数の確保を図り、社会資本の保持と農家負担の軽減のため交付されるものです。

本年度は、松ヶ鼻西部パイプライン施設の分水工 3 基を本事業により補修します。

主 要 工 事 計 画 ( 概 要 )

工 種	事業量	事業費	工 事 諸 元
整備補修工	(式)	(千円)	
	1.0式	14,000	西部第4-2号分水工 電動弁周辺機器整備補修 西部第6-2-2号分水工 // 西部第9-2号分水工 //
	合 計	14,000	

## □受託事業 ———— 北陸新幹線建設関連受託事業

北陸新幹線建設にあたり、軌道、駅、基地等の関連施設周辺において、土地改良施設(水路、農道等)の機能回復を図ります。施工は土地改良区へ委託され、それに係る費用等は鉄道建設・運輸施設整備支援機構が負担します。

令和 6 年度は、岩内町、庄田町、平林町、西谷町地係等で機能回復工事を実施する予定です。

## ◆令和 6 年度 配水計画について◆

利水調整規程第9条に基づき、令和 6 年度配水計画(令和 6 年 3 月 11 日理事会議決)の詳細を松ヶ鼻土地改良区事務所内にて掲示しております。

## ◆土地改良施設の維持管理について◆

下記の事項について、定期的に巡回、施設点検を実施しておりますが、配水施設に問題が発生した場合は、速やかに当土地改良区までご連絡下さい。

【連絡先：松ヶ鼻土地改良区 (0778-22-2538)】

〔パイプライン・吐出しバルブ・空気弁・仕切弁〕

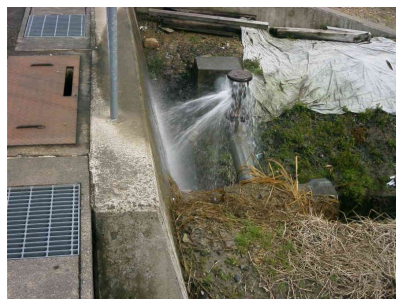
- ① パイプライン漏水 ⇒ 舗装道路面が濡れている、舗装が浮いている等
- ② 空気弁マンホールから漏水している場合
- ③ 水路横断管上の空気弁からの漏水、損傷等
- ④ 吐出バルブ、ハンドル部の損傷を発見した場合
- ⑤ 吐出バルブを全閉にできない場合
- ⑥ 道路上、仕切弁ボックスの損傷を発見した場合



▲パイプラインの漏水事例



▲空気弁マンホールからの漏水事例



▲空気弁の漏水事例

〔給水栓〕

- ① ハンドルが損傷している場合
- ② 開閉動作時に不具合がある場合
- ③ 農作業時、誤って給水栓を損傷した場合

※③の場合、補修に係る経費は、原因者負担となります。

## ◆借入金償還状況について◆

土地改良事業に関わる借入金残金は、下記の表（令和 6 年 4 月 1 日現在）のとおりです。借入先は、全て日本政策金融公庫です。

単位：円

負担区分	借入残金 (a)	償還補助金等 (b)	計 (a)-(b)	完済年度
かんばい	11,027,182	1,188,000	9,839,182	令和14年度
南部	2,015,092	0	2,015,092	令和16年度
松ヶ鼻東部	13,201,334	310,000	12,891,334	令和 9年度
松ヶ鼻西部	51,369,895	1,350,000	50,019,895	令和 9年度
計	77,613,503	2,848,000	74,765,503	

# 新総代、新役員のご紹介

令和5年11月19日に任期満了による総代選挙が行なわれ、無投票により、左記の36名の方々が当選され、令和6年1月1日に就任されました。任期四年間当土地改良区の発展のため、ご尽力を頂くこととなりました。新総代の今後のご活躍をご期待申し上げるとともに、前任者各位のご尽力に対し厚くお礼申し上げます。

総代の任期は、令和6年1月1日から令和9年12月31日迄です。

選挙区	氏名	所属	選挙区	氏名	所属
第1区 (越前市)	○ 西山和秀	畑	第5区 (越前市)	○ 木下修一	庄
	○ 谷口巖夫	小野谷		○ 吉田孝博	横市
	○ 川端博之	矢放		○ 片岡秀雄	塚
第2区 (越前市)	○ 橋本勝利	矢放	○ 片岡文雄	塚	
	○ 服部四郎右エ門	向新保	○ 上木莊一郎	高木	
	○ 小泉耕一	矢船	○ 川上栄一	高木	
第3区 (越前市)	○ 竹内修一	矢船	第6区 (越前市)	○ 明城昌直	杉崎
	○ 田中 彰	帆山		○ 渡辺由之	真柄
	○ 河端良齊	庄田		○ 尾形秀人	三ツ屋
第4区 (越前市)	○ 岸本甚左工門	庄田	第7区 (越前市)	○ 納村 正	三ツ屋
	○ 上山治樹	平林		○ 岩尾信治	北
	○ 笠嶋敬三	西谷		○ 上島 昇	北
第8区 (越前市)	○ 中村文雄	大屋	第9区 (鯖江市)	○ 佐々木幸治	北
	○ 平井俊清	大屋		○ 林 昭雄	戸谷
	○ 前田英男	岩内		○ 林 秀雄	戸谷
第9区 (鯖江市)	○ 村田忠明	岩内	○ 北野 正	長尾	
	○ 富坂郁夫	下新庄	○ 玉村直人	長尾	
	○ 山形和夫	下新庄	○ 福島浩一	中新庄	

※表中の○印は新任者、敬称略

任期満了による改選により、理事及び監事として左記の方々が選任され就任しました。

役員任期は、令和6年2月1日から令和10年1月31日迄です。

【理事13名】	(氏名)	(所属)	(職務)
第1区(北日野)	○ 西山恒雄	畑	理事長
	○ 杉本寛重	小野谷	副理事長
	○ 仲道 八郎	矢放	副理事長
第2区(国高)	○ 大塚 敏郎	平林	副理事長
	○ 牧田善浩	岩内	副理事長
	○ 服部常雄	向新保	副理事長
第3区(北新庄・下新庄)	○ 平野 由治	横市	副理事長
	○ 井上 孝次	塚	副理事長
	○ 塚崎 信行	高木	副理事長
【監事4名】	○ 宮本 勉	杉崎	副理事長
	○ 小柳 茂	北	副理事長
	○ 夏梅 茂	中新庄	副理事長
第1区(北日野)	○ 真田 権右衛門	下新庄	副理事長
	○ 川崎 悟司	矢船	総括監事
	○ 川崎 好昭	庄	総括監事
第3区(北新庄・下新庄)	○ 片岡 耕治	北	副理事長
	○ 平山 勝康	員外	副理事長

※表中の○印は新任者、敬称略

## 松ヶ鼻農地・水・環境保全組織からのお知らせ

### 『多面的機能支払交付金』事業 活動事例をご紹介します！

本年度で、18年目に入ります。

皆様のご協力により、持続的な保全体制の構築と維持管理・保全活動が継続されていることを深く感謝申し上げます。今後もこれまで同様、制度を有効に活用し、農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上を図るため、皆様のより一層のご協力をお願いいたします。

#### ■ 農地維持活動

計画策定



機能診断



草刈り



泥上げ



#### ■ 農村環境保全活動

遊休農地発生防止の  
為の保全管理



学校教育と連携した  
生き物調査



景観形成のための  
施設への植栽



#### ■ 多面的機能の 増進を図る活動

防災・減災力の強化



#### ■ 資源向上(共同)

パイプ内清掃



農道の軽微な補修



鳥獣害防護柵の補修

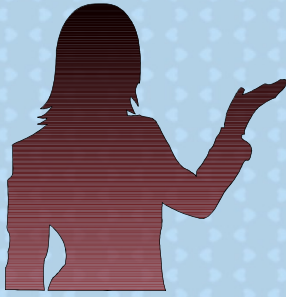


きめ細やかな雑草対策



### 日 当 ・ 借 上 げ 費 一 覧 表

日当	1時間	1,000円	軽トラック	1台	3,000円	タイヤショベル	1台	5,000円
草刈り機	1台	1,000円	トラクター	1台	4,000円	ダンプトラック(2t~)	1台	5,000円
チェーンソー	1台	1,000円	フォークリフト	1台	4,000円	ユンボ	1台	10,000円



## ◇◇◇土地改良区への通知義務について◇◇◇

# 忘れていませんか？ こんな時は土地改良区へ届けましょう

### 【組合員の資格変更】

公共機関（市町、農業委員会、法務局等）及び農協等の手続きだけでは、土地改良区の組合員名簿及び土地台帳等は変更できません。賦課の基準は毎年4月1日現在の土地改良区の台帳に記載されている事項を対象に賦課しておりますので、移動などがありましたら、速やかに届出ください。

1. 所有権や耕作権の移動（売買、賃借権、交換）
2. 死亡又は生前贈与等の名義変更
3. 農業者年金受給のため経営移譲
4. 住所等の変更
5. 賦課金の口座振替関係の変更

### 【農地転用】（公共事業等（道路改修等）で農地が買収された時も届出が必要です）

1. 農地を転用等により地区から除外する場合は、地区除外決済金を納付して頂きます。
2. 公共事業による農地買収の場合も届出が必要です。そのままにしておきますと賦課面積の変更は生じません。

### 【土地改良施設の他目的使用の届出】

土地改良施設(用排水路、農道等)を下記の目的等で使用する場合は、他目的使用申請書の提出が必要になります。許可を得て使用料を納付してから使用する事となります。

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| 1. 生活雑排水、合併浄化槽処理排水の放流 | 5. 広告看板の設置         |
| 2. 工場等の雑排水放流          | 6. 上下水道管、排水管等の埋設   |
| 3. 水路への蓋（橋）掛け         | 7. 電柱等の設置          |
| 4. 工事に伴う水路敷や農道使用      | 8. 宅地への通用路としての農道使用 |

## 注意！滞納賦課金は新組合員が継承

農地の移動(売買等含む)をする場合、滞納賦課金のある農地を取得すると土地改良法第42条1項(権利義務の承継及び決済)の規定により、取得した組合員が滞納賦課金を納付しなければなりません。必ず、土地改良区で未納があるか確認してから契約するように注意して下さい。



▽上記の地区除外決済金、使用料は4ページを参照下さい。  
▽年度末間近での各申請については、次年度事務手続きの関係上、2月20日までにご提出下さい。

それ以降に提出された申請等の諸手続きについては、次年度処理扱いとなりますので、予めご了承ください。